療育手帳交付(再交付)申請について

○療育手帳とは

療育手帳は、知的障害のある方がさまざまな支援を受けながら、より良い生活を送ることができるようにするための手立てのひとつです。

○対象者

知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるため、何らかの支援を必要とする方

○申請窓口・問合せ先

白石市福祉事務所(白石市役所福祉課)に申請してください。１８歳未満の方は宮城県中央児童相談所で、１８歳以上の方は宮城県リハビリテーション支援センターで判定を行います。

申請手続きを行う場合には、面談が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

白石市福祉課障害福祉係　　電話番号：０２２４－２２－１４００

○手続きに必要な書類

１．療育手帳交付申請書(用紙は福祉課で配布しています)
２．写真２枚(縦４ｃｍ×横３ｃｍ。無帽。真正面、上半身のもので１年以内に撮影したもの)
３．申請者の個人番号が確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)
４．母子手帳などの成長の記録が確認できるもの
５．服薬されている方は薬の内容がわかるもの(お薬手帳等)
６．知能検査の結果がわかるもの
　※直近１年以内に病院等で検査を受けたことがある場合のみ
７．１８歳以前の知的障害の状況がわかるもの（学校の通知表や成績表等）
　※１８歳以上で初めて申請する場合のみ
８．来所される方の身元が確認できるもの（運転免許証など）

○手帳交付後に手続きが必要となるとき

このようなとき	必要な手続き	申請に必要なもの		
		写真	個人番号 確認書類	療育手帳
・再判定を受けるとき	再判定の申出	※	○	○
・本人や保護者の住所や氏名が変わったとき	記載事項変更届	×	○	○
・手帳を紛失、破損したとき ・写真を変更したいとき	再交付申請	２枚	○	△
・仙台市、宮城県外に転出するとき ・死亡したとき	返還の届出	×	○	○

※療育手帳の「判定記録」の欄のうち、空欄がない場合には、療育手帳の再交付申請手続きが必要になりますので、写真を２枚お持ちください。

※再判定時等で、写真の貼り替えを希望する場合は、顔写真を２枚お持ちください。

○療育手帳交付後の障害程度の確認(再判定手続き)

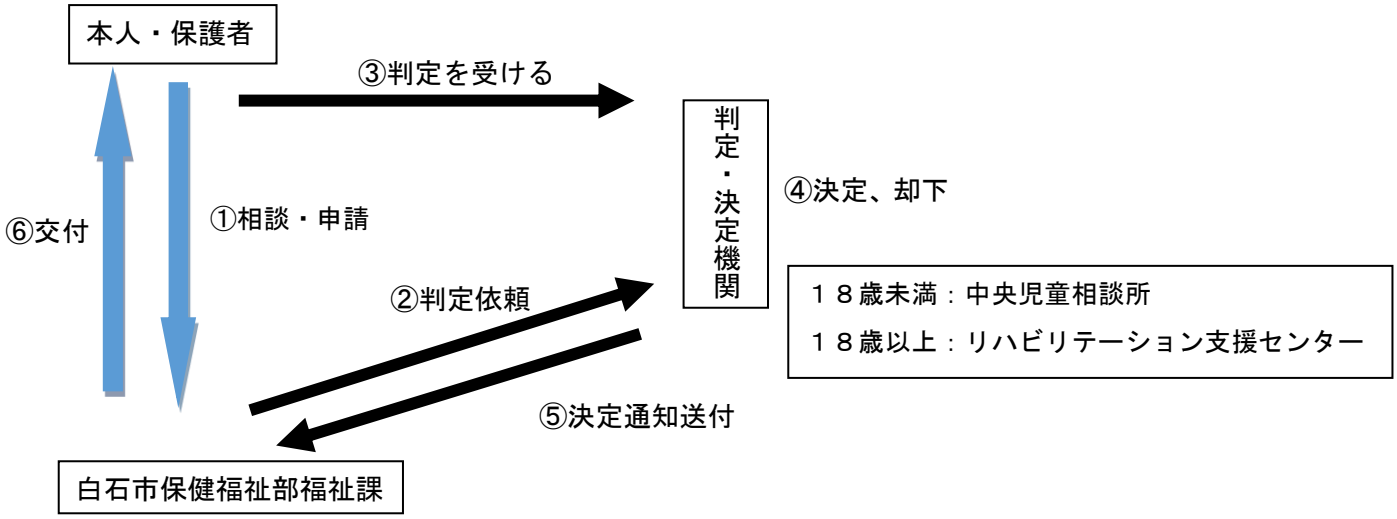
療育手帳の交付後、原則として１８歳未満は２～３年ごと、１８歳以上は５年ごとに障害の程度を確認するため、宮城県中央児童相談所又は宮城県リハビリテーション支援センターにて、再判定を行います。

○写真について



・写真は（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）
・白黒・カラー　どちらでも可能
・手持ちのカメラで撮影し、写真用紙に印刷したものも可
・撮影後１年以内のもの
・脱帽の上半身の写真
・顔がはっきり写っているもの
・写真の裏に氏名を記載してください

○療育手帳の交付申請から受け取りまでの流れ



○障害の程度について

宮城県中央児童相談所又は宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、障害の程度により、Ａ（最重度・重度）とＢ（中度・軽度）に認定されます。

○療育手帳に記載される第１種・第２種について

知的障害旅客運賃割引規則によって第１種と第２種に分けられます。この規則は、知的障害者が単独又は介護者と共に旅客鉄道会社等が経営する鉄道・船、飛行機に乗る場合に適用します。

＜　問い合わせ先　＞
白石市保健福祉部福祉課
住　　所　〒　９８９－０２３１　　宮城県白石市福岡蔵本字茶園６２－１
電話番号　０２２４－２２－１４００
ＦＡＸ　０２２４－２６－２６９９

※お電話でお問い合わせする際は、「療育手帳に関するお問い合わせ」とお伝えください。